

特定事業所集中減算の取扱いについて

1. 宇治市様式

- 居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算届出書（様式1）
- 正当な理由に関する説明書（様式2）

2. 宇治市運用

居宅介護支援事業所は、毎年度2回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象として、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用します。

	判定期間	減算適用期間	届出期限
前期	前年度3月1日～当年度8月末日	当年度10月1日～当年度3月末日	9月15日
後期	当年度9月1日～当年度2月末日	次年度4月1日～9月末日	3月15日

事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」という。）を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護サービス等のいずれかについて80%を超えた場合に減算します。

（具体的な計算式）

事業所ごとに、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合に減算します。

当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷当該サービスを位置付けた計画数

- 80%を超えた場合
⇒居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算届出書（様式1）の提出が必要です。
- 80%を超える場合で正当な理由がある場合
⇒（様式1）に加え、正当な理由に関する説明書（様式2）の提出が必要です。
- 80%を超えない場合
⇒居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算届出書（様式1）を作成のうえ、各事業所において2年間の保存が必要です。

3. 宇治市における正当な理由の範囲

宇治市における正当な理由は下記のとおりです。

- ①居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（運営規程に定める地域）に、特定事業所集中減算の対象となる指定居宅サービス等事業所が、各サービスごとにみた場合に5事業所未満であること。
- ②特別地域居宅介護支援加算を受けている居宅介護支援事業所である場合
（加算の届出をしていなくても、その地域に所在する場合を含む）
- ③判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画数が20件以下である場合
- ④判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置づけられた計画件数が1月当たりの平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合
- ⑤サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中したが、それらを居宅サービス計画数（計算式の分母分子）から減じると80%を超えない場合。
- ⑥ア) 市町村（地域包括支援センターを含む。）等行政機関から、高齢者虐待などの困難ケースの計画作成の依頼を受けたこと又は他の複数の事業所が満床・定員超過であったことにより特定の事業所に集中したが、それらを居宅サービス計画数（計算式の分母分子）から減じると80%を超えない場合。ただし、行政機関からの依頼、満床・定員超過の状況等、事業所の選択に至る過程が居宅介護支援経過に明確に記録されていること。
イ) 京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構による第三者評価を受診し、サービスの質の向上に努めている事業所で、かつ、利用者の希望により特定の事業者に集中している場合。なお、第三者評価については、当該年度を含めて3年度以内に受診しているか、又は当該年度については、未受診であっても第三者評価を受診することが確実な場合。ただし、利用者の希望により事業所の選択に至る過程が居宅介護支援経過に明確に記録されていること。